

同志社大学

2010年度 卒業論文

母性とそのとりまく環境について

社会学部社会学科
学籍番号：19071059
氏名：岡田 麻実
指導教員：立木 茂雄

(本文の総字数：20212字)

母性とそのとりまく諸問題について

学籍番号：19071059

氏名：岡田麻実

【キーワード】母性、女性、母親、児童虐待、子育て、

現代の女性は自身と子供との関わりにおいて様々な葛藤と戦っている。職業経験その他を通じ、自らのアイデンティティを「母であること」に求めない一方で、「自分の手で子供を育てないと可哀想」という葛藤があるのだ。温かい、優しいといったイメージで表現されることの多い「母性」は、女という性に「本能的」に備わった「母親としての自然な性質」だと捉えられることが多い。女性に自然に備わった母性によって温かい愛情を受け子供は育つのが幸せである、児童虐待は母親の母性喪失によるものだとといったようにである。

しかし、自然的、本能的な事実ははじめからそれとして存在するのではなく、ある事柄を「自然的」「本能的」と規定する社会的な背景によって「事実」として認識される。本論文では「母性」という言葉に着目し、その概念と歴史を探るとともに、それが女性の社会状況や医療技術などの社会的環境によって大きく変わっていくこと、またそれ自体が逆にどのように現代社会の女性の「子産み」「子育て」に影響を与えているかを示すことで「母性」のとりまく問題について考察していく。

目次

はじめに	1
1 母性の誕生と歴史	1
1.1 「母性」の誕生と歴史	1
(1) 「母性」とは	1
(2) 母性保護論争	2
2 「三歳児神話」と母性イデオロギー	4
2.1 大衆意識としての「母性」	4
(1) 三歳児神話	4
(2) 「三歳児」ブームの到来	5
(3) 「三歳児」の大切なわけ	5
(4) 現代の「母性」	7
3 「母性」は自然なものであるという認識が孕む危険性	8
3.1 「母性」をめぐる問題点	8
3.2 「母性喪失」	9
(1) 育児ノイローゼ型子殺し	9
3.3 選択としての「母親専業」と「三歳児神話」	11
(1) 母親たちのダブル・マインド	11
(2) 「自分で子育てしたい」のは何故か	12
(3) 閉ざされた母性	13
3.4 保育所入所措置に見る母性信仰の弊害	14
3.5 「よりよい子育て」に追い込まれる母親たち	15
(1) 保育所の抵抗感	15
(2) 「良き母親」としての女性	16
4 考察	17
おわりに	18

参考文献

参考 URL

はじめに

「人は女から生まれる。」この単純な事実を考えると、私たちはしばしば、その営みの基本的性質や連続性に目を向けてしまう。なぜなら人を生み育てるという営みは、街を作ったり大地を耕したりするのと同じくらい厳しい労働を必要とする。（「労働」を意味する labor には「陣痛」という意味もあることが思い出される。）「生命の生産」は「生活資料の生産」と同じくらい重要な、人間生活を維持するための基本的な営みだといえるのだ。人間の歴史の最初から現代に至るまで、女は子供を「産んで」きた。人間の歴史が動いてきたのは、女性のその営みがあったからであり、その営みは全ての過程において、独りの女性の人生観を変えてしまうほどの強烈な体験として意識されてきた。

その営みをほかの生産活動と同じく労働として位置づけ、その「隠された労働」を見えるようにしようとするからこそ、私たちは、女性の「子産み」「子育て」を歴史貫通的な基本的営みとして性格づけようとする。（江原由美子『制度としての母性』1996）

けれどこのことと、「子を産むこと」「母親になること」を「女という性に「自然」に備わった普遍的・不変的な営みとして把握することは、同じではない。

女性の「子産み」を歴史観津的な基本的営みとして位置づけようとするあまり、しばしば、その連続性や不変性を強調しがちである。しかし女性が「子産み」「子育て」は「自然の営み」ではなく、あくまで「人間の営み」である。

その意味の歴史的変化やそこにおける女性達の葛藤を探っていく。

日本においては「自然としての母性」、すなわち女性が「母親としての自然な性質」を持っておりその性質には「子供への本能的・先天的な愛情」などが含まれているといった概念を解体するとともに、女性の子育てなどの具体的な営みに対してそれらの概念が、どのような社会的影響を受けているのか、歴史的社会的な変化によってどのように変化してきたのかを明らかにしていく。

1 母性の誕生と歴史

「母性」という言葉がどのような社会的背景のもとでどのように形成・使用されてきたかを考察していく。

1.1 「母性」の誕生と歴史

(1) 「母性」とは

「母性」という言葉が日本ではじめて使用されたのは沢山[1979]によると大正の初めである。この語はエレン・ケイの *moderskap* の訳語（スウェーデン語。英語の *motherhood, maternity* に当たる語）として登場した。当初は必ずしも「母性」という言葉

だけでなく、「母心」「母的愛」などと併用されており、「母性」として定着したのは昭和期に入ってからだという。その後一般化し、自明のごとく用いられるようになった。

[広辞苑] (岩波書店)によると

母性 女性が母として持っている性質。また母たるもの。

母性愛 母親が持つ子に対する先天的・本能的な愛情。

とある。「母性」は、女が「母」となれば当然もつ性質であり、「母性愛」とは、先天的・本能的にもつ「自然」なものであるということになる。実際、現在頻繁に「母性」は女性があつた自然なものであるという認識の下、「母性本能をくすぐられる」といったような会話が多々なされている。

ところが、「母性」という言葉が使われるようになったのは、1910年代後半の「母性保護論争」以後のことで、100年ほどの歴史しかない。言葉がないということはつまり、そのような観念や事実もなかったということであろう。

加納美紀代[1991]によると、「母性」という言葉を初めて使ったのは、与謝野晶子の「母性偏重を排す」(『太陽』1916年2月号)であり、これに対し平塚らいてうが「母性の主張について与謝野晶子に与う」で反論したことがきっかけで、母性保護論争のさまざまな論者によって「母性」が使用されている。

(2) 母性保護論争

1910年後半、山田わか・山川菊江・平塚らいてう・与謝野晶子等の間で交わされた「母性保護論争」が「母性」という言葉が、一般に普及するきっかけとなった。

一連の論争のきっかけとなったのは、山田わかの夫である山田嘉吉が雑誌『女王』に発表した「母性保護同盟に就いて」という文書だった。母性保護同盟とは、スウェーデンのエレン・ケイの影響をうけて、1914年にドイツで結成されたもので、「妊娠・分娩・育児期にある母親の国家による保護」を提唱するものであった。この「国家による母性保護」という考え方に対して、晶子は「母性偏重を排す」(『太陽』(1916年2月)を)発表した。トルストイの「女は自身の上に必然に置かれている使命即ち労働に適した子供を出来るだけ沢山生んでこれを哺育しかつ教育することの天賦の使命に自己を捧げねばならぬ」という論旨や、エレン・ケイの「女の生活の中心要素は母となることである」という論旨に対し反対を唱えた。

人間の万事は男も女も人間として平等に履行することが出来る。それを男性女性という形式の方面から見れば、その二つの異った形式に従っていろいろの異った状態が履行の上にあるいは生じたり生じなかつたりするだけである。具体的に言えばトルストイ翁は男は種族の存続を履行することに与り得ないように言われたが、それは何人にも明白な誤謬

である。人間は単性生殖を為し得ない。男は常に種族の存続に女と協力している。この場合に唯男と女とは状態が異なるだけである。男は産をしない、飲ますべき乳を持たないという形式の方面ばかり見て、男は種族の存続を履行し得ず、女のみがそれに特命されていると断ずるのは浅い。性情の円満な発達を遂げた父母の間に子に対する愛が差別のないのをよく考えても内面的には男女の協力が平等であることが想われる。(中略) エレン・ケイ女史などが生活の表面に起伏して中心要素となる無料の欲求が永遠に対立しているこの見やすい事実を知っていながら、そこに欲求の中の母性ばかりを特に擁立して絶対の支配権を与え、いわゆる絶対母性中心説を以て我々婦人に教えられるのは、対等であるべき無数の欲求に第一義第二義の褒貶を加える非現実的な概念から脱し切らない議論のように私には見える。(中略) 旧式な良妻賢母主義に人間の活動を束縛する不自然な母性中心説を加味してこの上人口の増殖を奨励するような軽佻な流行を見ないようにしたいものである。(与謝野晶子 『太陽』 1916)

晶子のこの主張に対し、平塚らいてふは『文章世界』(1916年5月号)で「母性の主張について与謝野晶子氏に与う」と題した反論を発表し、男女の性的差異を容認する立場をとり、当時の劣悪な労働条件下における母性の保護の必要性を強調した。

ところが、皮肉なことに「母性偏重」を排撃し、「国家による母性保護」に反対した与謝野晶子によって「母性」という言葉が普及されたのである。そして、時代は晶子の主張するところや、後に伊藤野枝が主張した「自由母権」という発想を押し流し、「母性」はらいてうの意図した意味を超えて、国家という枠の中に組み込まれていった。

そして「母態」とは、文字通り「母である状態」であるであるが、一人の女の生活は「母性中心、友性中心、妻性中心、労働性中心」と様々な状態で規定することができ女のアイデンティティを「母性」にだけ求めることを否定したのだ。しかし、この後「母性」という言葉が定着するに従って抽象的な概念として一人歩きを始めるようになる。(香内信子 『資料 母性保護論争』 ドメス出版 1984: 150-224)

その結果、本来当然もつべきもの、つまり女の存在そのものを意味した「母性」は、外側からの規範である「良妻賢母」以上に女のアイデンティティを脅かすイデオロギーとなっていた。そしてその「母性」は、必ずと言っていいほど、自己犠牲と無限抱擁を原則としており、子が何をしようが無限に見守り、許し、厭わない存在とされる。子のためには我が身を犠牲にすることも厭わないといった観念自体は「母性」という言葉の登場によってはじめて生まれたものではない、一慈悲の権化としての観音信仰など、ひろく庶民の間に根付いていたもの[加納実紀代 1991]—であった。この後「母性」という言葉は、そのような庶民の信仰をすくいあげつつ近代的な「自我」を真っ向から否定し、女に「無我」と「献身」を要求するものとなったのだ。

2 「三歳児神話」と母性イデオロギー

2.1 大衆意識としての「母性」

(1) 三歳児神話

「自然的」「先天的」「本能的」「生理学的」事実は、それ自体として存在するのではない。それらはある事柄を「自然的」「先天的」と規定する社会的実践(言説)によって、そうした「事実」として構成されるのである。(江原由美子 1998)

江原(1988)の指摘しているように、「母性」という語についても同様であり、そしてこの「母性」という概念の規定に重大な影響を及ぼした社会的実践が「三歳児神話」と呼ばれるものである。「三歳までは母の手で」という人々の意識形成の背後には何があるのか。どんな事象もわれわれの社会がそれを当たり前とする、いわば意識的な作業によって成立する。「三歳児神話」という言葉、現象がどのような社会背景のもとでどのように形成・使用されてきたかを考察するため、1961年高度経済成長後の池田内閣に注目していく。この当時の厚生省によって、

「日本社会が近代化するにつれて当然計画出産が普及する。生活収入に比例した適当な数の子供を生むことになる。すなわち小家族主義に移行してくる。したがって若年労働人口が激減するという事態になることが予想される。そこでこれから生まれる数の少ない子供を健全に育て、立派な人間に仕上げるといふ、特に技術革新時代に諸外国の競争に耐えられるような人材を作っていくことを考えないわけにはいかない。」(黒木利克 『日本の社会福祉』 pp34 1964)

という幼児の資力と能力の開発についての働きかけが行われた。厚生省はこの立場から、幼児の資質と能力の開発について各所に諮問した。この諮問に対して人口問題審議会によって「今後の人口構造の推移からみて、子供の人口は非常に大事である。これを健全に生み、育て、よき生産人として国際競争力に耐え、日本民族として世界に伍して行くためには、児童はよりよく守られなければならない。」と答えている。黒木はさらにマスコミへの働きかけを熱心に行ったため、マスコミの力も相俟って新聞には児童問題を経済・労働問題として大々的に取り上げられた。池田は新春の新聞座談会において『要するに人づくりの根底は、よい母親が立派な子供を生んで育てることなんだ』と話し、これによって幼児の健全な人づくりの問題に新しい展開が示されたのだ。

このように池田内閣の主な施策として三歳児の一斉検診の制度化が打ち出され、人づくり政策の重要な一環となったのである。このように乳幼児と母性への管理政策の土台作り

は完成され、「三歳」と「母の手」という価値認識がなされていった。

黒木は、その著書の中で自分はジョン・ポールビー辺倒ではないが、乳幼児時代における母性愛と家庭情緒の欠如と不健全が、子どもの不幸さをもたらしているということが明らかにされたこと、また母性的愛情というものはあたかもビタミンや蛋白質と同様に乳幼児の人格形成には不可欠なもので、家庭での養育が非常に重大であることを主張している。

またこの高度成長期の経済政策は、各家庭に家事や育児を無償で行う労働力つまり主婦をおくことを方針としていた為、「育児=母」の方針と呼応する形で「女=家庭へ」という認識が広められた。女性は家庭にとどまり、育児専門の位置におかれることになったのだ。このような国家によって、子供は常により労働力となることを期待され、さらにその健全な労働力を産み、育てるという範囲において母親が認識されることになった。子どもの為の存在としての母親という地位を与えられたのである。これは、「天皇の赤子」を産むが故に母体は尊いとされていた時代となんら変わりはないと言える。(小沢『臨床心理学研究』1989: 88-125)

(2) 「三歳児」ブームの到来

この節では、前で述べた「三歳児検診」という国の政策が、大衆意識としての「三歳神話」を作っていた状況を詳しくみていく。

前述したようにこの検診への通知書が全国の家庭に出されたのは1961年のことである。1960年代前半は東京オリンピックの影響で各家庭に一気にテレビが普及し始めたころであり、ちょうどこの頃に、『三歳児』という母親向けの幼児教育番組が企画制作されたり、これに流れをあわせるように1966年、黒木によって『三歳児』(船川幡夫ほか編 1966)という著書が出版された。帯カバーには「すこやかに、よい子にと願うおかあさん方へ、大切な三歳児の決定版!!」とつけられ、1978年までに50版を重ねている。この本のまえがきには、NHKから番組制作の委託を受けたこと、母親と子供との関係を重要なテーマとし、全体として母親としての意識改革を目的としていることなどが書かれている。

国家や行政の施策と世論作りが平行して進められることは、どの分野でも常にみられる現象であるが、このように、乳幼児と母性をめぐるムード作りも三歳児検診の開始時期と無縁であったとは思えず、互いに相俟って「三歳」が大切という意識に影響を与えるものとなったのだ。つまり、三歳児検診の導入にあたり厚生労働省が世論操作をし、「三歳までは母の手で」という大衆意識を形成させたのだ。

(3) 「三歳児」の大切なわけ

それでは、そもそもなぜ「三歳児」なのか。

三歳児検診の通達には、その方針の冒頭に「幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である三歳児…」と述べられているが、どう最も重要であるのか、

という点については定かではない

『三歳児』[1966]の著者である黒木は、その著書の中でしばしば母親達から次のような質問を受ける。「三歳までは、というのがなぜ二歳や四歳ではなく三歳なんですか」、「三歳が大切というのがどう大切なのですか」。そしてこれらの質問に対しては、子供は常に連続して変化してゆくものであり、個々の子供の変化は、それぞれに違っているのだから、三歳がミステリー・エイジかのように捉える必要はないと答えているのだ。

にも関わらずなぜ「三歳児」が重要とされてきたのであろうか。一つ目は「三つ子の魂百まで」という諺の影響、そして二つ目には幼稚園に通う年齢、つまり教育制度と関係があるということが現在考えられている根拠である。

『広辞苑』によれば「三つ子の魂百まで」の諺の意は「幼い頃の性質は老年まで変わらぬことのたとえである。この「幼いときの性質」とは「もともと持って生まれた」という意味と、「幼い頃に形成された」という二つの意味があると考えてよい。

しかし江戸期には確かに二つの意味を持って生まれたこの諺だが、現在は前者の意味は明らかにすたれ、「子供の心は染まりやすく、染まると一生抜けない」と早教育重視の教えとなり、これもまた母親責任論につながるとされている。

人格は作られるものといった心理学の考え方や前述した政治的な意図などが絡み合っただけで「三つ子の魂百まで—三歳こそが大切—お母さんがんばれ」という意味合いに限定されていったと考えられている。このような意味で、「三つ子の魂」という言葉ほど「三歳神話」を広めるときに使われ、また「昔の人も言っている」という意味で効果や根拠を与えられるものはないといえるのである。

そして二つ目に、三歳までというのは現教育の制度において、幼稚園に子供を手わたす前の年齢であり、子供を重要な国の資産と考えていたこの時代においては、幼稚園や学校のように管理の行き届かない不安な材料であったといえる。

行政が母親向けに作るパンフレット『三つ子の魂百まで』の「三歳児ごろの大切なわけ」の章には次のようにある。

「幼児期の大きな育児目標である生活習慣の自立と、社会の一員としての適応能力を、下手ながら身につけてくる大切な時期が三歳児であるといえましょう」

「この年齢までに、友達遊びやケンカなどを通じて、社会に適応する方法をよく具体的にからだ覚えていくと、幼稚園や学校への適応もよくいくでしょう。…」(日本母子衛星助成会企画 『三つ子の魂百まで』母子保健事業団発行 1983: 2-3)

60年代、三歳児検診は就学前教育直前の子供、また母親の最初の関所として置かれたのだ。その周辺に医学や心理学、そしてマスメディアなどの力をかり「三歳までは母の手で」というフレーズを生み出す決定的な影響力となったのだ。(小沢牧子 『臨床心理学研究』第26巻3号 1989)

核家族のなかに赤ん坊を迎える親の心情には、かなりの不安がある。

二人、三人と育てた経験のある親ならともかく、とくにはじめての親の場合、母親学級や育児学級での話や教材の内容が、母親の意識に与える影響力はまことに大きいといわなければならない。そこに母性を強調する言葉が注ぎこまれる。

ひとつの例をあげれば、三歳児検診時に母親たちに配布される小パンフレットのひとつ『子どもは見ている— 3歳からの出発』は、次のようなまえがきから始まる。

「現在、家庭内の多くの事例は主婦にまかされ、処理されているのが普通です。まさに主婦は家庭の幹事長。健やかな家庭づくりと運営は幹事長の『心』の持ち方ひとつにかかっているのです。それは日々の生活の積み重ねの中で、そのまま子どもに受け継がれ、大げさかもしれませんが、社会や国にまで波及していくのです。健やかな家庭と、温い心豊かな日本の将来は、深く母親の『心』の持ち方にかかわっているとと言えるでしょう。」

ここには、家事・育児は母親という役割の固定性が断定的に説かれており、「女子教育」の教科書の役割を果たしている。

地方自治体がおこなう母親学級・育児学級は通常保健婦が担当するが、母親と直接に接する保健婦の指導内容について、以下にテキストを手がかりに見てみたい。

東京都の場合、母親学級のためのテキストは1969年に最初のものが長い間使われ、10年を経て1981年に全面改訂がおこなわれている。69年作成のテキストは次のように始まっている。「母親というのは、女性的一部分や一時期をさすものではなく、むしろ女性そのものが母性に通ずると解してよい。女兒が成長するについて女らしくなり、女性として成熟し、結婚し出産して母となる。自らの子を育て終えたと、さらに孫の世話をする。女性の一生は母にあることに終始しているといってもよい。ここに女性は、男性にない特性がある…」(第1課、母親の自覚と責任)

そして、第2課「健康な子どもを生むために」、第3課「健康な子どもに育てるために」と続く。女性のあり方を「母性＝母親としての役割」に規定し、生き方に枠をはめたテキストが用いられてきたのである。

国家の人口政策・乳幼児政策・女性政策は、こうして妊娠中または出産直後の不安を抱いた女性たち向けのテキストを介して、保健所や病院を媒介として伝達されるのが1つの強力なルートとなっている。したがって、この種のテキストは、学校における教科書問題と同様に、女性・親に対する思想教育の手段であることが認識されなければならない。

(4) 現代の「母性」

このように時代と共に解釈され、意味づけられてきた「母性」であるが、医学及び保健衛生の面では、「子供を産み育てるために備わった特性(特異的な能力)、さらにはかかる特性を持った者の総称」(津野 1976)と捉えている。

広義には女性の生と同義的に解釈されているが、狭義には妊娠・分娩・産褥期の女性を対象として、とくに子を産み、哺乳し得る女性の身体的特徴、およびその状態を意味して

いるといえる。かつてはこの狭義の概念のもとに医学および保健衛生の領域で「母性」という言葉が用いられていた。

しかし、大日向(1988)によると近年ではむしろ広義の概念が採用される傾向がある。1965年の母子保護法の制定を受けて、翌1966年に公示された厚生省の実施要領は、おおむね思春期から更年期にわたる年齢層を母性保護の対象とする方向を示している。

妊娠・分娩・産褥期の一時期に限らず、母であり、母となり得る可能性を持つ全期間に及んで母性を捉え、その保護衛生を指導する視点が打ち出されたのである。

この母性概念の対象を妊産婦のみならず、広く女性一般に拡大したことは、出産およびそれに続く育児上での医学的な配慮によるものであると考えられる。しかし、この広義の概念の採用により母性概念は医学的な根拠を超えた価値観をも含有する方向へと拡大されていったとみることができる。以下の文を参照していただきたい。

「女兒が、成長につれて女性らしくなり、女性として成熟し、結婚し出産して母となる。みずからの子を育て終えて、さらに孫の世話をする。女性の一生は母になること、母であることに終始しているといえよう。母となることは、女性だけの持つ特権であり、男性がこれにとってかわることはできない。このように、女性が生まれながらにして有する母としての天分を総称して『母性』という」(林 1970)。

「生殖には、もちろん男女両性が関与するが、自ら体内で胎児を育て、出産し、さらにその後の育児についても、本能的な愛情をもってあたる役割や天性は、まさに女性独特のものであるといえよう。このような、生まれながらにして持っている女性の特性を、母性という」(真田 1976)

このように母性概念の対象を広げることで、「母性」という言葉は医学範囲を超えた価値観をも含む方向へ拡大されてしまったといえる。母性を定義しているこれらの記述には、出産・育児に関する医学的指摘にとどまらず、子供への愛情面に関する価値的解釈が混在しているのを見ることができ、しかもそれは女性の本能であり天分であるという次元で処理している点は、先ほど述べたようなわれわれの持つ「母性」に対する価値意識と少しも異なるところがないものと考えられる。

こうして、母性に関しては最も先駆的な領域であるといえる医学及びその近接領域においても、女性独自の生殖能力を指すものから、一般常識的な捉え方を内在させるものまで、多義的に用いられていることがわかる。(大日向雅美 『母性の研究』 1988: 7-23)

3 「母性」は自然なものという認識が孕む危険性

3.1 「母性」をめぐる問題点

母性をめぐる問題点のひとつは、前述したとおり概念そのものが不明確であり、かつ多義的であることである。しかしより大きな問題点は、概念規定の曖昧さを一方に残しながら、他方では、母性は絶対的なもの、崇高なものという社会的通念が存在しているということである。

とりわけ日本社会においては、子育てにおける母親絶対の論理が広く根深く浸透していることが見てとれる。(大日向雅美 『母性の研究』 1988: 7-23)

3.2 「母性喪失」

女性たちは「母親」になるということを、どのように経験しているのだろうか。

筆者は「母性」という言葉は女性たちの「母親」になるという経験の表出を助けるというよりも、むしろ抑制させてきたと考える。「母性」は「本能的」に備わっているものであり、しかもそれこそが子供を育てるために必要なものであるとすれば、初めての育児での不安や葛藤、どのように育てればよいかという悩み、仕事と子育ての両立などといった問題を抱えているということそれ自体が女性にとっては、「母性喪失」といった批評を浴びせられることになってしまうかもしれないのである。以下では、女性の「子産み」「子育て」が「母性の自然性」が社会的意識となった現在、どのような社会的影響を受けているのか、歴史的社会的な変化によってどのように変化してきたのかを明らかにしていく。

江原(1996)が指摘している通り、「子産み」「子育て」という営みは、厳しい労働や激しい感情の起伏を含みうる営みであり、そこに葛藤が生じても当然であると言ってよい。この章では、その当たり前の葛藤に対して「母性喪失」「無責任な母親」などといった社会的な批判を受ける母親の葛藤とそれをとりまく現代社会についてみていく。

(1) 育児ノイローゼ型子殺し

現在「子殺し事件の『加害者』である母親たちは、常識化された母性信仰からの『逸脱者』として、非難の対象とされている傾向がある。」(大日向雅美 1988: 33)

育児に挫折し、あるいは戸惑い、苦悩する母親たちに対して「母性喪失」という表現が何の疑いもなく用いられている。

1970年代前半、母親による一連の子育て・子殺し事件が、新聞上をにぎわし、人々に大きな衝撃を与えた。これは単なる驚きではなく、母親に対する従来の常識一すなわち母親とは自分の命に換えても子供を守るものであり、その愛情に誤りはないという常識そのものが覆されたことへの驚きであった。東京婦人記者会(1976)の分析によると、このような事件の報道には必ず「母性喪失」「母親失格」といった見出しが付けられていたという。

しかし、子捨て・子殺しは必ずしも現代だけの特異現象ではない。たとえば江戸時代300年間の人口にはほとんど人口の増減が見られないこと、明治初期の女性人口は男性人口に比べて50万人以上少ないことなどは、間引き・捨て子によるものである。

またフランスでは badinter, E[1989]によって18世紀にとくにフランスの母親達の育児放棄、無関心さによって子供達が妨げられてきた歴史が発表されている。

かつての間引きと現在の子殺しを比較すると、同じように育児を放棄する行為でありながらしばしば全く違う捉え方がなされる。

江戸時代の嬰兒殺しが半ば公認された形で全国的に行われていたことは、さまざまな歴史書が明らかにしており、低い生産性と過酷な課税で、生まれる子を全て育てることのできなかった時代に間引きはいわば合法的な産児制限のひとつであった。だからといって、ようやくの思いで産んだ我が子を、その場で殺してしまう母親の胸の中に痛みがなかったとはとても思えない。そうしなければ、既存の命を守れないという、ぎりぎりの瀬戸際に立たされたときはじめて、行いうる行為であったはずなのである。江戸時代の農民と違って、今、生きることは即食えることではない。「様々な社会的行為を通じて自分の生活を充足させること」にあるのだ。これが満たされない、達成されないというこちらもぎりぎりの瀬戸際に立ったとき、行われる行為であることに相違いはない。

「子殺し白書」(「子殺しを」考える会発行のムック『子殺し』に所収。1975年10月発行)によれば、母親の子殺し事件のほとんどは発作的に行われたものであることがわかる。子殺しを行った母親は、その時心神喪失の状態での行為であったことはいえても、決して特殊な人間とか、精神異常者とかいうわけではない。だれでも、いつでも“あることと子供との葛藤”が極限状態に達したとき、ほんの些細なこと一夜眠れない、子供が泣き止まない、夫の叱声など様々である—が引き金となって、無意識に子供に手をかける可能性があるのである。またこの問題を考える際に重要となってくる「あること」とはその母親の持つ内的な欲求である。人によって個々には異なっているが、ある人にとっては「たまには一人で外出してみたい」であったり「子供の泣き声に煩わされることなく夜ぐっすり眠りたい」といった内的欲求が、子供がいるために解決されることなく、ある程度の葛藤状態が続いたとき些細なことが引き金となって子殺しが行われる。

そして、それ以外の動機のひとつは、子育ての過程で多かれ少なかれ誰もが経験する当たり前の事柄や悩みである。最近でも、「就学通知がこない」、「子の内気な性格を苦に」、「子どもが言うことをきかない」など、あまりにも些細な動機による母子心中があとを絶たず、痛ましさと同時に「なぜこんなことで…」という残念なものが多いのが特徴である。

現在の子殺しの背景には、数々の要因の複雑な絡み合いをみることができる。妻が子供を殺し、時には自らの命もともに絶ってしまった後、残された夫は何が原因かわからず茫然としているといったことは珍しい話ではない。また、乳児を抱えて生活苦から子殺しに走った未婚の母の姿には、無責任な男性の姿だけではなく、十分な援助体制もなく、母子を孤立させた地域社会も問題とされるべきである。子殺しの背景を丹念に探っていくと、「加害者」とされている母親たちはまた、そのような「母性」というイデオロギーのもとで長い間とりこまれてきた「被害者」とみることのできるものである。

もっとも、子殺しをした母親たちの全てを同情の目で見たり、かばうことはできないが、

育児の重みを思う時、現代の子殺しが、母性喪失という言葉で嘆かれることに関しては疑問が残るのである。なにしろ母性とは確固たるものではなく、人々の価値意識のなかに存在するものだからである。

江原（1996）によると、お茶の水女子大学の卒業生のうち、60～70代、40～50代、20～30代の三年齢層を対象としたアンケート調査をした結果、「子殺しについてどう思うか」の設問に対し、60～70代の女性は一様に「とても考えられない」と答えており、20～30代の女性のほとんど全員が「自分ではやらないと思うが、その気持ちはよくわかる」と答えている。（木村栄『母性をひらく』1980:197-222）

3.3 選択としての「母親専業」と「三歳児神話」

(1) 母親たちのダブル・マインド

江原（1996）によると、「自分の生き方も大切にしたい」が「自分で子育てしたい」母親たちが増えている。女性の生き方の多様性が指摘されて久しいが、結婚しない生き方や子どもを持たない生き方などを肯定する意見は年齢が若いほど強くなっている。

妻として母として生きているだけでなく、自分自身のために生きたいということは、若い女性たちでもはや当たり前のことだとすら言ってもよい。

しかし、こうした「自分の生き方も大切にしたい」という考え方が強くなっているからといって、母親たちが子育てを他の人に任せたいと思っているわけではない。現代の母親たちの多くは、「自分の生き方も大切にしたい」と考える一方で、「少なくとも子どもが小さいうちは母親自身が子育てにあたるべきだ」と考えているのである。子育ては母親がすべきという考え方を前提とすれば、出産した女性は出産数年後は子育てに専念せざるをえなくなる。けれども現代では、この「子育てへの専心」は子育てのために必要な犠牲として捉えられていないのである。

しかし、現実には母親が1人で「子育て」にあたるとすれば、母親の時間はほとんどすべて子育てに奪われてしまい、子育て以外の「大切にしたい自分の生き方」を実現するのに必要な時間はほとんどなくなってしまう。

「子育て」を心から楽しめればこれが自分の生き方に反しないのだが—今はほかの事にかまけるよりも「子育て」こそが自分にとっての自己実現と考えられるからである—しかし、そうでなければ、「子育ては母親でなくては」という考え方と「自分の生き方も大切にしたい」という考え方はたちどころに矛盾してしまうのである。

大日向は、伝統的母性観を、「自己犠牲や献身を母親の愛情の証し」とする母性観として把握する（大日向1988:58）。このような伝統的母性観を内面化した母親たちの意識を「伝統的母性意識」と呼ぶことにする。伝統的母性観を前提とした場合、母親は「子どものために自分を犠牲にすれ」ばするほど、それはまさに「母親の愛情の証し」となり、母親の自尊心を強める働きをする。「育児は女の義務」と考えるからこそ、義務のためには「自分を犠牲にし」、「犠牲を払ったこと」が母親の自尊心を高める。だから「育児は有意義な素

晴らしい仕事」であり、「犠牲を払う」ことによって「自分が成長した」と感じられるのだ。伝統的母親意識とは、「自己犠牲」を肯定し、「育児のために自分を犠牲にする」ことによってかえって自分自身に自信をもつようになる、そうした母親意識である。

(2) 「自分で子育てしたい」のは何故か

では現代の母親たちの多くが「自分で子育てしたい」と考えているのはなぜだろうか。子育てとは別の「自分の生き方」も大切にしたいと考えるとすれば、保育園などに預けることを厭うのではなく、「自分の生き方」も持続できる道を探すほうが、良いのではなかろうか。「子どもが小さいうちは仕事を持たずに家にいるのがよい」とする考え方を受け入れてしまうことはかえって自分を解決困難な葛藤に追い込んでしまうのではという疑問が湧くかもしれない。しかし、この場合の「子どもは小さいうちは母親が育てたほうがよい」の「よい」という意味は、通常「子どもにとってよい」という意味として、理解されている。それは江原（1996）の調査により「母親が子育てしたほうがよい」という理由として、「小さい子を保育園などに預けるのは可哀想だから」ということが最もよくあげられることからわかる。

これは一体何からくるものであろうか。これについて江原（1996）は働く母親の社会的評価の変化をあげている。

育児ノイローゼが一般化した1960～70年代は、日本が経済的に豊かになった時代であり、それはまた、女性が経済的必要に迫られて働かなければならない家計状況が改善した時代であった。つまりそれは女性たちから「働く理由」を奪うことでもあったのだ。現代においても事情は同じであり、むしろより強まっているといえるだろう。

しかし、70年代の母親たちと現代の母親たちの状況では、大きな違いも存在する。それは、「働く母親」の社会的評価の違いである。70年代においては「育児は母親の仕事」というジェンダー（性別役割分業）意識は現在よりもずっと根強く、「育児は女の義務」という考え方もずっと強かった。したがって経済的必要性に迫られているわけでもないのに「働く」母親に対する世間の目は、現代よりもずっと非難の意味合いが強かった。子どもを持つ女性たちにとって、人生の選択肢はほとんどなかったのである。

このことは、70年代の母親達の状況が今よりも厳しかったことを物語る。けれどもそれは、逆にそうした世間に立ち向かおうとする場合の母親の行動をより簡潔にわかりやすくもしていた。すなわち、「働くこと」自体が「育児は女性の仕事」と規定する社会に対する意義申し立てになりえたのであり、そこから「働くこと」への動機付けを得ることも容易だったのである。

けれども、現代においてはむしろ逆に、「働く母親」は賞賛的となっている。女性にも多様な生き方があることが、さまざまなメディアを通じて流されている。それなのに、男性中心の職場のあり方や育児と両立しにくい職場環境には、それほど大きな改善があったわけではない。

このような状況の中で「子育て」を前にして女性達は、自分の仕事の重要性や必要性の程度を計られ、その中で「自分で子育て」するかどうか選択することを強いられている。その選択は後悔のもとにもなる。選択する余地がそもそもなければ、選択を後悔することもなく、選択の正しさを正当化する必要もないのである。しかも、その選択を行う状況は、そもそも「自分で子育て」するほうに圧倒的に分があるような選択肢の構造を前提とした状況であることは、先述したとおりである。

育児に時間をかけられなかったことを悔いることなく仕事と育児を両立できる環境がないまま、「働く母親」に対する賞賛ばかりがあふれる社会の中で母親になった女性たちは、育児と仕事とどちらをとるか、自分で選択しなければならない。そしてその選択の正しさを確証しなければならない。「こんなはずではなかった」「選択を間違えたのだろうか？」などの疑念が、否定しても否定しても生じてくるのである。

ここで「子どもが小さいうちは母親が子育てしたほうがよい」「3歳までは母親が育てたほうがよい」という「3歳児神話」は、このような疑念を断ち切ってくれる機能を持つ。「やはり、これでよかったんだ」と思い自分を正当化したい母親にとって、「三歳児神話」は、「働く母親」が賞賛される社会のなかで「母親専業」を選択した女性達の心理的安定を維持する機能を担う。だからこそ、それが神話にすぎないことがこれだけ広まっても、「三歳児神話」は根強く生き続けるのである。

(3) 閉ざされた母性

核家族のなかに赤ん坊を迎える親の心情には、かなりの不安がある。

二人、三人と育てた経験のある親ならともかく、とくにはじめての親の場合、母親学級や育児学級での話や教材の内容が、母親の意識に与える影響力はまことに大きいといわなければならない。そこに母性を強調する言葉が注ぎこまれる。

ひとつの例をあげれば、三歳児検診時に母親たちに配布される小パンフレットのひとつ『子どもは見ている 3歳からの出発』は、次のようなまえがきから始まる。

「現在、家庭内の多くの事例は主婦にまかされ、処理されているのが普通です。まさに主婦は家庭の幹事長。健やかな家庭づくりと運営は幹事長の『心』の持ち方ひとつにかかっているのです。それは日々の生活の積み重ねの中で、そのまま子どもに受け継がれ、大げさかもしれませんが、社会や国にまで波及していくのです。健やかな家庭と、温い心豊かな日本の将来は、深く母親の『心』の持ち方にかかわっていると云えるでしょう。」

ここには、家事・育児は母親という役割の固定性が断定的に説かれており、「女子教育」の教科書の役割を果たしている。

地方自治体がおこなう母親学級・育児学級は通常保健婦が担当するが、母親と直接に接する保健婦の指導内容について、以下にテキストを手がかりに見てみたい。

東京都の場合、母親学級のためのテキストは1969年に最初のもので長い間使われ、10年を経て1981年に全面改訂がおこなわれている。69年作成のテキストは次のように始まっ

ている。「母親というのは、女性の一部分や一時期をさすものではなく、むしろ女性そのものが母性に通ずると解してよい。女兒が成長するについて女らしくなり、女性として成熟し、結婚し出産して母となる。自らの子を育て終えると、さらに孫の世話をする。女性の一生は母にあることに終始しているといってもよい。ここに女性は、男性にない特性がある…」(第1課、母親の自覚と責任)

そして、第2課「健康な子どもを生むために」、第3課「健康な子どもに育てるために」と続く。女性のあり方を「母性=母親としての役割」に規定し、生き方に枠をはめたテキストが用いられてきたのである。

国家の人口政策・乳幼児政策・女性政策は、こうして妊娠中または出産直後の不安を抱いた女性たち向けのテキストを介して、保健所や病院を媒介として伝達されるのが1つの強力なルートとなっている。したがって、この種のテキストは、学校における教科書問題と同様に、女性・親に対する思想教育の手段であることが認識されなければならない。

3.4 保育所入所措置に見る母性信仰の弊害

金崎(1980)は婦人の自由が叫ばれ、社会参加の気運が盛り上がっている現在でもなお、母親が子供を保育所などに託して働きに出ることに対して、世間一般が厳しい目を向けることを指摘している。「産みっ放しの母親」「自己中心の母親」「母性愛を喪失した母親」など容赦なく非難される。子育てにおける母親の役割を絶対視する傾向は、保育所の入所措置基準の変化に注目して明らかにされる。

子育てにおける母親の役割を絶対視する傾向は、保育所の入所措置基準の変遷にもみることが出来る。児童福祉法第39条第1項は、「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設とする」と規定している。

そもそも「保育に欠ける」との字句は、1951年の児童福祉法第5次改正によって挿入されたものであり、1947年の児童福祉法制定時には含まれていなかった。また、保育に欠けることに対する解釈も、当初は今日と比較にならないほどの広いものであった。まず、何をもって保育に欠ける事に対する解釈も変わってきている。なぜならば保護者の労働に関しては、種類を問わず広く労働一般が対象とされていた。したがって、経済的理由で働く場合だけでなく、社会参加を通して自信の能力を発揮し、女性の社会的地位の向上を意図する場合にも、子供は入所対象として認められていたのだ。(小児医学第11巻第4号1978:592-613)しかし、実際の入所措置上の解釈で縮小化が始まり、その後縮小の一途をたどることになる。

当初の保育所の存在意義には、婦人解放と結びつくものがあったとみることが出来る。また、労働や疾病以外に、保護者の育児上の知識や経験の不足も、保育に欠けるものだという解釈がなされていた。しかし、その後1953年の児童局編『市町村と児童福祉活動』、1954年の児童局編『保育所の運営』において、実際の入所措置上の解釈で縮小化が始まり、以後その速度が速まることとなる。まず、保育に欠けることの原因から、保護者の育児知

識・経験の不足が除外されるが、つづいて、1957年『児童福祉の解説』では最小限必要な面倒をみてもらえないことに条件が限定されている。そこでは、母親が在宅している場合は、その労働状況のいかんにかかわらず、保育に欠けることは少ないとの解釈がなされている。また、1963年、1976年の中央児童福祉審議会の答申にみられる解釈の縮小化について、鷺谷は次のように言及している。

「昭和三十八年七月、中央児童福祉審議会は厚生大臣に『保育問題をこう考える』を答申した。それは池田内閣の打ち出した所得倍増政策を遂行するために必要な『人づくり』の政策に保育政策を位置づけようとしたものであり、すでに高度経済成長がもたらした諸矛盾を克服しながら、より一層発展するのに必要な条件として、政府が考えた大企業に役立つ労働力の養成と確保という基本政策に対応するものであった。人づくりは幼児期から始めなければ遅きに失するという発想から、人づくりは家庭における保育にこそ期待できるのであり、子どもの肉体的、精神的発達には両親の愛情に満ちた家庭保育が最も大切で、基本であり、健全で愛情の深い母親こそ子どもの第一の保育適格者であり、そのように努力することが母親の責任である。父親その他の家族の義務はこれに協力することである、というのが答申の中身である。これは前述の入所措置基準の適正を主として心理的観点から裏打ちしたものであり、これによって、“保育に欠ける”かどうかは母と子の関係を中心にしてとらえる傾向が地歩を占めるようになった。」（鷺谷善教 『保育に欠けるを問いたす』 1963）

上記鷺谷の指摘からも一部推測できるように、保育所入所措置基準には、保育所予算上の問題や保育観の変化、母子関係に関する心理学的知見の導入などの、さまざまな要因が関与していると考えられるが、それがのし関係を重視し強調することで正当化されているということである。縮小された考えはそのまま、子供は本来、母親のそばで育つのが望ましいとする考え方がことあるごとに強調されているために、母親自身働くことに負い目を感じたり、あるいは、働く意義をことさらに主張せざるを得ない状況を作り出しているといえる。（大日向 『母性概念をめぐる現状とその問題点』 1992: 48-54）

3.5 「よりよい子育て」に追い込まれる母親たち

（1）保育園への抵抗感

母親役割意識についてみていくと戦後の日本女性意識において、「母性イデオロギー」は強く一般化、内面化され、女性の多様な生活や人生の可能性を女性が自ら「良き母親」役割に封じ込めてきた。子供を産むこと、子育てに専念することに女性が拘束されてしまっていると述べてきた。最近、「よき母親」を演じきれない女性が増えているという指摘や、育児の専門家によってはいまどきの母親は変わったといわれ、子育ての社会的支援の必要性がうたわれているが、ここでは、「母性イデオロギー」の弱体化は本当に起こっているの

か、女性の母親役割意識のどの面が揺らぎ、どの面が変わったといわれているのだろうか。船橋恵子（1998）が行った母親役割意識に関する調査では、あからさまな母性イデオロギー、たとえば「女性が子供を産んで初めて一人前だ」などといった考えに対しては、「賛成」が7.7%、「やや賛成」が21.4%、「やや反対」は25.6%、「反対」45.2%という結果が出ており、女性の人生は子を産むことに尽きるものではないという考えが定着してきているように思える。しかし、母親による家庭学習指導の必要性や子供の成績は学校の先生の教え方の問題というよりは母親の責任であるとする意識は約3分の2の女性が持っている。船橋（1998）はデンマークやスウェーデンなど保育制度の整っている国と対比させ、現代日本においての、育児期の女性が職業と家庭とを両立させることのむずかしさを、乳幼児保育制度の不十分さだけでなく、女性自らが持っている保育園への抵抗感や偏見による部分もあると述べている。

船橋（1998）の前述の調査で、赤ちゃんを一日預ける場合に、預かり手によってどの程度の抵抗感があるかを尋ねた結果、「家族や親族」に預ける場合がもっとも抵抗感が少なく、「全く抵抗感を感じない」「あまり抵抗感を感じない」が全体の85.6%）次いで、「保育の専門家」（同70.3%）であった。しかし「ベビーシッター」では抵抗感が高まり（「抵抗を感じる」「やや抵抗を感じる」が59.1%）、「親しい近所の人や友人」では非常に抵抗感が強い（同68.5%）となった。

ここで注目すべきは、保育に対する抵抗感である。なぜ丸一日赤ちゃんを預ける場合には抵抗感が少ないにもかかわらず、恒常的に子供を通わせるのは「かわいそう」とい考える女性が多いのかということである。

（2）「良き母親」としての女性

現代日本社会では、親は子供を一人前の大人に育て上げればよしというわけにはいかない。自分の子を「良き母親」として「よりよく育てたい」という願いは、今の日本社会において母親の自然な感情となっているのだ。そしてこれが、母親自身のプレッシャーに変わったとたん母親たちを苦しめる原因にもなるといえる。

こどもの将来に期待する女性ほど、子供を保育園やベビーシッターや近所の人に預けることへの抵抗感が強いという集計結果が山田昌弘（1989）のアンケート調査で明らかになった。今なお、根強い三歳児神話に支配される現代の女性は、子供の進歩が自分のアイデンティティにもなっているため、簡単に子供を人に任せられないのだ。子供の出来・不出来は母親（つまり自分）によって決まるという意識は、子供が期待通りの達成度を示した場合にはアイデンティティの安定をもたらすいっぽうで、うまくいかなかったときはプレッシャーになりやすいといえる。そこには、子育てに高い理想を持ち、それを自分一人で実行しようとする、そして何よりもその結果のすべてを受け入れようとする、「良き母親」として生きる女性の「母性」「三歳児神話」の弊害を一身に受け葛藤する現状があった。

4 考察

現代の女性は自身と子供との関わりにおいて様々な葛藤と戦っている。職業経験その他を通じ、自らのアイデンティティを「母であること」に求めない一方で、「自分の手で子供を育てないと可哀想」という葛藤があるのだ。温かい、優しいといったイメージで表現されることの多い「母性」は、女という性に「本能的」に備わった「母親としての自然な性質」と捉えられることが多い。女性に自然に備わった母性によって温かい愛情を受け子供は育つのが幸せである、児童虐待は母親の母性喪失によるものだとといったようにである。

しかし、自然的、本能的な事実ははじめからそれとして存在するのではなく、ある事柄を「自然的」「本能的」と規定する社会的な背景によって「事実」として認識される。本論文では「母性」という言葉に着目し、その概念と歴史を探るとともに、それが女性の社会状況や医療技術などの社会的環境によって大きく変わっていくこと、またそれ自体が逆にどのように現代社会の女性の「子産み」「子育て」に影響を与えているかを示すことで「母性」のとりまくさまざまな問題について考察した。

現在の「母性」をめぐる問題の背景には、数々の要因の複雑な絡み合いをみることができ。妻が子供を殺し、時には自らの命もともに絶ってしまった後、残された夫は何が原因かわからず茫然としているといったことは珍しい話ではない。また、乳児を抱えて生活苦から子殺しに走った未婚の母の姿には、無責任な男性の姿だけではなく、十分な援助体制もなく、母子を孤立させた地域社会も問題とされるべきである。子殺しの背景を丹念に探っていくと、「加害者」とされている母親たちはまた、そのような「母性」というイデオロギーのもとで長い間とりこまれてきた「被害者」とみることもできるのである。

もっとも、子殺しをした母親たちの全てに同情の念をもったり、かばうことはできないが、現代の子殺しをはじめとする諸問題が、母性喪失という言葉で嘆かれることに関しては疑問が残る。なにしろ母性とは確固たるものではなく、人々の価値意識のなかに存在するものだからである。

母性を論ずることは女性の妊娠・出産機能に限定されるのではなく、また子どもとの関係性においてのみ規定されうるものでもないのである。むしろ、以下に示した女性のライフサイクルのなかに位置づけられた広い視野のもとで考察されるべきだ。

第一は、母親となる、あるいは母親である女性が、自らの生き方を明確にし、その生き方との関係で母親役割を受容する姿勢が大切であるということである。第二には、社会参加を含めて育児以外の自らの生活を有することの意義を考えることである。女性の地位、意識の向上が発展した現代の状況においては、自らの生き方、生活をもつことは母親の心理的充足の主要な要因であり、その肯定感が、また逆に母親と子どもとの関係性を良い方向に規定してくれると考える。

おわりに

上記の論文は子供と母親との関係を主にとりあげてきたが、ここ数年は「母子心理学」の周辺に、いくぶん別の動きが出現してきた。“父子関係”や“子子関係”といったものが見直されはじめている。今後はこのような動向にも注目していきたいと思う。

参考文献

- 大日向雅美, 1988, 『母性の研究』川島書店
木村栄, 1980, 『母性をひらく』汐文社
与謝野晶子, 1916, 『太陽』
広辞苑, 岩波書店
香内信子, 1984, 『資料 母性保護論争』ドメス出版
加納実紀代, 1979, 『女性と天皇制』思想の科学社———1990, 『自我の彼方へ——近代
を超えるフェミニズム』社会評論社
江原由美子, 1996, 『ジェンダーの社会学』(共著)新曜社
小沢牧子, 1989, 『臨床心理学研究』第26巻3号
黒木利克, 1964, 『日本の社会福祉』良書普及会